

# ラビットキッカーズ会則

## 第1章（総則）

### 第1条（名称）

この会（以下、「本クラブ」）は、ラビットキッカーズという。

### 第2条（目的）

本クラブは、地域の中でサッカーを中心としたスポーツ活動を通じて少年少女の自由な活動時間を保障し、「子供の健全育成」「生涯スポーツ環境の整備」に寄与することを目的とする。また、この活動は非営利目的とする。

### 第3条（事業年度）

本クラブの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

## 第2章（会員）

### 第4条（会員の種類）

本クラブの会員の種類は、下記の種類とする。

1. スタッフ会員・・・クラブの運営管理を行う会員。
2. サークル会員・・・クラブの活動に参加する会員。
3. ジュニア会員・・・クラブの活動に参加する会員。
4. サポーター会員・・・クラブを支援する会員。

### 第5条（入会金および年会費）

会員は、入会金500円と下記に定める年会費を納入する。また入会金および年会費は返還しないものとする。

1. スタッフ会員・・・3,000円。
2. サークル会員・・・3,000円。
3. ジュニア会員・・・3,000円。
4. サポーター会員・・・1口5,000円とし、個人会員は1口以上、法人会員は2口以上とする。

### 第6条（活動費）

会員は、年会費のほか会員種ごとに別途定められた活動費を納めるものとする。

### 第7条（入会の資格）

本クラブに入会できるものは、本クラブの趣旨に賛同した下記の条件を満たすもので、また、入会にあたっては理事会の承認を必要とする。

1. スタッフ会員は、高校生以上とする。
2. サークル会員は、各サークルで定めることとする。
3. ジュニア会員は、小学生以上、中学生以下とする。

4. サポーター会員は、個人、法人（団体）とする。

#### 第8条 （入会手続き）

本クラブに入会希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、スタッフ会員に提出し、同時に入会金と年会費を納めるものとする。

#### 第9条 （更新手続き）

次年度も本クラブ会員を継続する場合は、所定の更新申込書に必要事項を記入し、スタッフ会員に提出し、新年度分の年会費を納めるものとする。

更新手続き期間は、毎年3月1日から4月30日とする。

#### 第10条 （退 会）

本クラブ会員を退会する場合は、所定の退会届けに必要事項を記入しスタッフ会員へ提出する。その際、既に前納した活動費がある場合には退会日の翌月分以降について月割り返金を行うものとする。また、年会費や活動費の未納がある場合は退会届けの提出有無に関らず自動的に退会となる。

#### 第11条 （休 会）

本クラブ会員を一時的に休会する場合は、所定の休会届けに必要事項を記入しスタッフ会員へ提出する。休会期間中の活動費は納めないものとし、また既に前納した活動費がある場合には、休会開始日の翌月分以降について月割り返金を行うものとする。

#### 第12条 （復 会）

本クラブ会員を一時的に休会していた会員が復会する場合は、所定の復会届けに必要事項を記入しスタッフ会員へ提出する。また、復会にあたっては理事会の承認を必要とする。

#### 第13条 （活動条件）

夜間の活動に際しては、小学生以下は保護者または相応の大人の送迎が確保できない場合は参加できないものとする。

#### 第14条 （会員資格の喪失）

会員は次の場合に本クラブの会員資格を喪失する。

1. 退会手続きが受理されたとき。
2. 除名措置となったとき。
3. 会員が死亡したとき。
4. 本クラブの活動がすべて停止したとき。

#### 第15条 （会員の除名措置）

会員が以下の行為をした場合は、理事会の議決を経て、本クラブは会員を除名することができる。

1. 本クラブの目的、会則、運営方針に反する行為をしたとき。
2. 本クラブの名誉を傷つけたとき。
3. 反社会的な行為をしたとき。

4. 活動において著しい迷惑行為があったとき。

なお、原則として該当会員の弁明の機会を与えるものとする。

#### 第16条（保 険）

本クラブは理事と会員に対して入会と同時にスポーツ保険の加入を義務付ける。

#### 第17条（事故などへの対応）

本クラブは、活動中におきた事故について原則、スポーツ保険および当該活動に付帯した保険の補償範囲内で対応し、その他の損害賠償請求等には応じないものとする。

### 第 3 章（ 運 営 役 員 ）

#### 第18条（役員および任期）

1. 本クラブに以下の運営役員を置く。

（ア）理事 3 人以上 20 人以内。

（イ）監事 1 人以上 2 人以内。

（ウ）相談役 2 名以内。

2. 理事のうち、1 人を理事長、1 人以上 3 人以内を副理事長とし、また副理事長のうち 1 人はジュニア会員の監督を兼務する。

#### 第19条（役員を選任）

1. 理事および監事は総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、および監督は理事の互選とする。

3. 相談役は理事会において選任する。

4. 監事および相談役は理事を兼ねることはできない。

#### 第20条（役員の職務）

1. 理事長は本クラブを代表し、その職務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を組織し、本会則の定めおよび理事会の決議に基づき本クラブの運営職務を行う。

4. 監事は、本クラブの監査の職務を行う。

5. 監督は、スタッフ会員を指揮してジュニア会員活動の向上と安全を図る職務を行う。

6. 相談役は理事および理事会の諮問に応じる。

#### 第21条（役員任期）

1. 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3. 補欠または増員によって就任した役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者の就任まではその務を行うものとする。

#### 第4章（機関）

##### 第22条（会議）

本クラブの運営にあたり以下の会議を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. スタッフ会議

##### 第23条（総会）

本クラブの総会は、通常総会（年1回開催）および臨時総会（理事会の開催請求または会員3分の1以上の書面による請求）とする。総会は会員（18歳未満は親権者）をもって構成し、以下の事項について議決する。

1. 会則の変更。
2. 解散、合併。
3. 事業報告および収支決算の承認。
4. 事業計画および収支予算の承認。
5. 役員の選任、解任、除名、およびその職務と報酬。
6. 入会金、年会費、活動費。
7. 借入金。
8. その他、本クラブの組織や運営に関する重要事項

##### 第24条（総会の議長）

出席した会員の中から選任する。

##### 第25条（総会の議決）

会員の2分の1以上の出席をもって開会し、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。また、議決の内容で利害関係を有する会員は議決に加わることはできない。

##### 第26条（理事会）

理事会は、全理事をもって構成し、理事長または理事の3分の1以上の請求により、理事長が招集する。会則に定める事項と以下の事項を議決する。

1. 総会に付議する事項。
2. 総会議決事項の執行に関すること
3. 理事長および副理事長、ならびに監督の選任に関すること。
4. その他会議組織の運営に関すること。
5. その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

##### 第27条（理事会の議長）

議長は理事長があたる。

第28条（理事会の議決）

議決は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第29条（理事会の専決処分）

理事長は、理事会を開催するいとまがないと認めるとき、第26条各号に定める事項で軽易な事項については専決処分することができる。ただし、事後の理事会に報告しなければならない。

第30条（スタッフ会議）

スタッフ会議は、全スタッフ会員をもって構成し、議長は監督とする。スタッフ会議は必要に応じて開催し、主に以下の事項について協議をする。

1. 総会および理事会で議決された活動の執行に関すること。
2. 理事会への議案提案に関すること
3. 会員の指導に関すること
4. 指導の知識、技術の向上に関すること

第31条（雑則）

本会則に定めのない事項は、理事会の議決により細則等で定める。

附則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

平成28年3月27日 一部改定